

有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所

1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、事業所承認規則が改正されている。なお、本改正は、2026年1月1日から施行される。

2. 改正の背景

決議 MEPC.325(75)により、2022年6月1日以降に搭載される有害水バラスト処理設備について、コミッショニング試験時にバラスト水の分析が義務づけられている。当該試験実施の際に考慮されるガイドである BWM.2/Circ.70/Rev.1 “2020 Guidance for the commissioning testing of ballast water management systems”が発行されており、本会は事業所承認規則において IACS 統一規則 Z17 に基づき、有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所が参照すべき文書のひとつとして当該ガイドを挙げている。

上記ガイドに従い実施されるコミッショニング試験に関する指針として、IACS 勧告 No.180 が発行されるとともに IACS 統一規則 Z17 の参照文書に含まれたことから、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

事業所承認規則において、有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所が参照すべき文書のひとつとして IACS 勧告 No.180 を追加するべく改めた。